

福岡県公報

平成26年9月30日
第3632号

目次

告示(第820号-第837号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(水産振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○自然公園法に基づく玄海国定公園の特別地域の変更	(自然環境課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
----------------	---------	---

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○意見募集の結果の公示	(健康増進課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	11

告 示

福岡県告示第820号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第589号瀬高都市計画下水道事業みやま市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第61条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
みやま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
瀬高都市計画下水道事業みやま市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成12年9月22日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成23年福岡県告示第589号の事業地に次の区域を加える。
みやま市瀬高町 文広字屋敷の字の一部。
下庄字上町及び字前開の各字の全部並びに字正楽寺、字宮ノ前

、字生竹、字馬場、字中町、字田代町、字築町、字西池田、字筒井、字中飛岡、字垣添、字北方、字板敷免及び字大野田の各字の一部。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第821号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字大野島 〃	蔵 重 靖 彦 島 崎 幸 則	大野島漁業協同組合の地区 (特定のり大野島加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 〃	古 賀 正 信 山 口 高 義	川口漁業協同組合の地区 (特定のり川口加入区)	のり養殖業
柳川市稲荷町 柳川市矢留本町	古 賀 弘 彦 松 田 哲 也	沖端漁業協同組合の地区 (特定のり沖端加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 〃	松 藤 和 男 西 田 逸 雄	大和漁業協同組合の地区 (特定のり大和加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 〃	高 田 政 宣 荒 牧 廣 信	中島漁業協同組合の地区 (特定のり中島加入区)	のり養殖業
大牟田市西浜田町 大牟田市大字岬	古 賀 健次郎 松 藤 文 豪	新大牟田漁業協同組合の地区 (特定のり新大牟田加入区)	のり養殖業

福岡県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	金 田 夏 吉 線 伊 田	前	田川郡福智町伊方4845番1先から 田川郡福智町伊方4845番7先まで	18.0 ～ 18.0	8.5
			後	田川郡福智町伊方4845番1先から 田川郡福智町伊方4845番7先まで	14.2 ～ 14.3	8.5

福岡県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	金 田 夏 吉 線 伊 田	前	田川郡福智町伊方4845番13先から 田川郡福智町伊方4845番12先まで	23.0 ～ 23.4	24.6
			後	田川郡福智町伊方4845番13先から 田川郡福智町伊方4845番12先まで	16.0 ～ 18.4	24.6

福岡県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	朝倉市三奈木653番2先 から 朝倉市三奈木733番2先 まで	4.6 ～ 6.2	225.1
			後	朝倉市三奈木653番2先 から 朝倉市三奈木733番2先 まで	6.3 ～ 7.8	225.1

福岡県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	甘 木 朝 倉 線 田主丸	朝倉市三奈木653番2先から 朝倉市三奈木733番2先まで

福岡県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宮 田 遠 賀 線	前	遠賀郡遠賀町虫生津94番 1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番 5先まで	10.0 ～ 14.3	179.6
			後	遠賀郡遠賀町虫生津94番 1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番 5先まで	10.0 ～ 14.3	179.6
			後	遠賀郡遠賀町虫生津94番 1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番 5先まで	10.0 ～ 22.0	186.1

福岡県告示第827号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定に基づき、玄海国定公園の福岡県地域において特別地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、福岡県環境部自然環境課、関係保健福祉環境事務所及び関係の市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 追加する区域
福岡市東区大字奈多及び大字西戸崎の各一部
- 削除する区域
福岡市東区大字香椎、大字下原、下原三丁目及び大字西戸崎の各一部
福岡市西区大字玄界島の一部

糸島市二丈福井の一部

福岡県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生375	ばばクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原2924-2	26・9・1
大川生91	ひさしたかし整形外科クリニック	大川市大字幡保157番地	26・9・1
筑生歯57	たなか歯科クリニック	筑後市大字西牟田4108-8	26・7・1
小生歯56	大原歯科医院	小郡市小郡1160番地1	26・8・1
大生歯211	大牟田まさむねデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2-21	26・8・1
粕生薬156	ひかり薬局 柚須店	糟屋郡粕屋町大字仲原2924-18	26・9・1
春生薬61	株式会社大賀薬局 徳洲会病院前店	春日市桜ヶ丘四丁目18	26・9・1
筑紫生薬82	平成堂薬局 二日市店	筑紫野市二日市中央三丁目8-2	26・9・1
筑生薬50	けやき薬局	筑後市大字徳久196-6	26・8・1
直生薬91	きらら薬局	直方市溝堀三丁目5-43	26・8・1
飯生薬161	まどか薬局	飯塚市伊岐須298-13	26・8・1
行生薬72	ひかり薬局 行橋店	行橋市中央二丁目7番21号	26・9・1

福岡県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
女生歯59	久保田歯科医院	八女郡広川町大字新代623-3	26・7・31
筑生薬34	けやき薬局	筑後市大字徳久字アサミノ196-6	26・7・31
み生薬27	大江薬局	みやま市瀬高町大江1687-9	26・7・31
飯生薬141	まどか薬局	飯塚市伊岐須296-2	26・7・31
京生薬4	羽広薬局有限公司	京都郡苅田町神田町一丁目5-6	26・3・31

福岡県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ17	今井 哲也（今井鍼灸指圧院）	大牟田市築町3-14 マッグビル2階	26・8・1
筑紫生マ35	中島 実千孝（えびす堂）	筑紫野市大字筑紫694-5	26・9・4

筑紫生マ 36	東 洋一（えびす堂）	筑紫野市大字筑紫694-5	26・9・4
春生マ13	八亀 宏明（八亀はり ・きゅう整骨院）	春日市上白水三丁目119	26・8・18
大野生マ 7	不動 喜一（ひまわり マッサージ院）	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	26・7・1
う生マ1	堀 清彦（クローバー ）	うきは市吉井町1317-2	26・9・1
う生マ2	石井 俊幸（クローバ ー）	うきは市吉井町1317-2	26・9・1
大生柔65	宮崎 祥吾（ほんまち 整骨院）	大牟田市本町五丁目1-2	26・8・12
直生柔35	福永 健一（頓野整骨 院）	直方市大字頓野3225-6	26・8・6
田生柔45	蝶々 侑基（よねだ鍼 灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田3606-1	26・7・1
田生柔46	山野 圭祐（よねだ鍼 灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田3606-1	26・7・1
八女生柔 31	菅 光（やつひめ整骨 院）	八女市平田532番地8	26・8・1
春生柔46	篠塚 悠太（八亀はり ・きゅう整骨院）	春日市上白水三丁目119	26・8・18
宰生柔38	長 泰弘（五条いきい き整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	26・8・1
宗遠生柔 18	田中 晃平（ひろまつ 整骨院）	遠賀郡遠賀町松の本七丁目1-24	26・8・5
田川生柔 27	湯野 啓介（よねだ鍼 灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	26・7・1
大生はき 9	今井 哲也（今井鍼灸 指圧院）	大牟田市築町3-14 マツグビル2階	26・8・1
柳生はき 5	入江 有圭（入江鍼灸 治療院）	柳川市三橋町蒲船津292番地1 33街区13直地	26・9・1
春生はき 5	阿比留 和生（春日東 邦鍼灸院）	春日市上白水五丁目11 糸山ビル103	26・8・1
春生はき 6	八亀 宏明（八亀はり ・きゅう整骨院）	春日市上白水三丁目119	26・8・18
大野生は き1	不動 喜一（ひまわり マッサージ院）	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	26・7・1
福津生は き8	宮崎 利文（鍼灸院 利休）	福津市若木台五丁目19-15	26・8・26

福岡県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生柔39	湯野 啓介（よねだ鍼灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田3606-1	26・7・1
宰生柔32	篠原 周作（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	26・8・1
田川生柔 21	坂田 泰樹（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	26・7・1
田川生柔 23	蝶々 侑基（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	26・7・1

福岡県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福津生柔28	後藤 智（東福岡駅前マッサージ院・整骨院）	後藤 智（無聖院接骨院）	福津市若木台一丁目19-1 コーポラス東福岡	26・7・1

福岡県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕居172	ばばクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原2924-2	26・9・1	通り
筑紫居91	株式会社大賀薬局二日市メディカルタウン店	筑紫野市二日市南四丁目1-1	26・6・1	居管・予居管
筑紫生薬82	平成堂薬局 二日市店	筑紫野市二日市中央三丁目8-2	26・9・1	居管・予居管
飯生薬111	有限会社サンケイ薬局	飯塚市伊岐須131-14	26・6・1	居管・予居管
飯居352	古賀調剤薬局 飯塚店	飯塚市新飯塚1972-1	26・4・1	居管・予居管
飯生薬161	まどか薬局	飯塚市伊岐須298-13	26・8・1	居管・予居管
田居206	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677-20	26・4・1	居管・予居管
八女支32	しばた医院ふれあいケアプランセンター	八女市上陽町北川内186-2	26・8・1	居支
行居120	デイサービスセンターはまゆう	行橋市大字草野291-3	26・4・1	通介・予通介
像支43	ケアプランサービス太陽	宗像市陵巖寺二丁目29-1	26・7・1	居支
古居65	医療法人Y&K デイサービスブライカ	古賀市今の庄一丁目156-1	26・7・1	通介・予通介

古居64	医療法人Y&K 訪問介護ブライカ	古賀市今の庄一丁目156-1	26・7・1	通介・予訪介
古支15	医療法人Y&K 居宅介護支援ブライカ	古賀市今の庄一丁目156-1	26・7・1	居支
京介福13	さくら苑ショートステイ	築上郡吉富町大字別府655-1	26・4・1	短生・老福・予短生
京介福14	特別養護老人ホームさくら苑	築上郡吉富町大字別府655-1	26・4・1	短生・老福・予短生
行居121	小規模多機能型ホームおおはし苑	行橋市東大橋四丁目2-5	26・4・1	小居
直介98	医療法人一寿会 西尾病院	直方市津田町9-38	26・6・1	訪看・通り・居管・予訪看・予通り・予居管
宮介14	医療法人相生会 宮田病院	宮若市本城1636	26・9・1	訪り・通り・居管・予訪り・予通り・予居管
築介76	医療法人宮崎リハビリテーション医院	築上郡築上町大字東八田845-1	26・6・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
糸島地居35	グループホーム 富の里	糸島市富508-4	22・1・1	認共・予認共

福岡県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田川介療5	医療法人長主病院 デイケア光	長主病院 デイケア光	田川郡川崎町大字田原1121	26・6・1
田川居172	ケアホーム風乃音	デイサービス風乃音	田川郡大任町大字今任原1600-1	26・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直居132	ヘルパーステーション まいん	直方市大字上境289-1	直方市新知町4-28	26・8・20
田居114	ドリーム福祉用具センター	田川市大字櫛1031	田川市大字櫛1789-1	26・8・1
田支47	夢ケアプランセンター	田川市大字櫛1031	田川市大字櫛1789-1	26・8・1

福岡県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像居91	ひろホームクリニック	宗像市赤間駅前一丁目9-16-4F	26・8・31
行介136	吉田内科行橋医院	行橋市南泉三丁目40-7	26・4・30
直居97	デイサービスとんののしおり	直方市大字頓野1983番地1	26・5・30
粕居148	あすなろ新宮デイサービスセンター	糟屋郡新宮町大字原上1733-1	26・4・30
南居30	コスモピア大木	三潆郡大木町大字絵下古賀284-1	26・7・31

福岡県告示第836号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年4月福岡県告示第628号新宮都市計画下水道事業新宮公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施工者の名称
新宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画下水道事業新宮公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月3日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成21年福岡県告示第628号の事業地に次の区域を加える
新宮町大字湊字クス原の全部、大字緑ヶ浜一丁目字緑ヶ浜一丁目の一部、大字下府字半田の全部、大字緑ヶ浜二丁目字緑ヶ浜二丁目の全部、大字緑ヶ浜三丁目字緑ヶ浜三丁目の全部、大字三代字西ノ中及び字三吉の全部、大字三代字前田、字向畑、字狭田、字栗原及び字平原の一部を加え、大字下府鬼ヶ原及び字新開の一部、大

字湊向新開の一部、大字緑ヶ浜四丁目字緑ヶ浜四丁目の一部、大字三代字壁塗、字大森、字中原、字古江、字山ノ後及び字須川の一部を変更する

- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第837号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月福岡県告示第196号前原都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施工者の名称
糸島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
前原都市計画下水道事業前原公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年2月14日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年福岡県告示第196号の事業地に次の区域を加える
糸島市浦志、浦志一丁目、篠原の各一部
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央五丁目3665番1及び3665番4から3665番16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市東郷六丁目8番13号
株式会社 木村組
代表取締役 木村 順子

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人にここプラットホーム
 - (2) 代表者の氏名
鹿毛 哲也
 - (3) 主たる事務所の所在地
朝倉市馬田1955番地の1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域及び海外での福祉及びまちづくり等に関する支援を必要とする個人又は団体に対し、各種サービスの提供を行い、地域及び海外における諸問題の発見及び解決を目指すうえで行政、企業、市民が参画した地域経営を行うプラットホームになることにより、それぞれの責任を果たす市民社会の実現と公益に寄与す

ることを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市綱分字無安1609番1、1609番7、1610番1及び1611番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市仁保232番地7
高栄土地開発 株式会社
代表取締役 縄手 鈴枝

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
ヘリコプター・テレビ・システム皿倉山受信局改修機材賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年8月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名

I B J L東芝リース株式会社

(2) 住所

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- 5 落札金額
62,544,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成26年7月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字北牟田976番1、976番6、976番7の一部、976番8の一部及び976番9から976番13まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市三沢3951番地8
山下不動産株式会社
代表取締役 山下 英雄

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県措置入院費徴収規則（昭和37年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）が平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年9月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊田4229番、4229番4、4231番1、4231番2、4232番1、4232番2、4233番1、4233番2、4234番1から4234番3まで、4235番、4236番、4237番1、4237番2、4238番1、4238番2、4239番1、4239番2、4240番4、4240番5及び4240番16並びにこれらの区域内の道路、水路である市有地4170番3、4175番3、4175番4、4240番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都荒川区西日暮里五丁目21番7号

株式会社 ダイナムビジネスサポート

代表取締役 池村 康男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字西小田64番30

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字西小田297-3

馬市区長 小坪 和則

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人よか隊

(2) 代表者の氏名

西田 尚美

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市上古賀三丁目1番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、情報通信技術や食育・農業などを通じて、結びつきが薄くなっている市民と各種社会資源をつなぐ役割を担うことにより、地域における循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成26年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

当該改正は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）」及び「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）」の制定に伴い、福岡県児童福祉関係費用徴収規則の改正を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年9月30日